

新旧対照表

改正後 (R4年度)		現行 (R3年度)	
高知県種子島周辺漁業対策事業費補助金交付要綱		高知県種子島周辺漁業対策事業費補助金交付要綱	
第1条～第16条 【省略】		第1条～第16条 【省略】	
附則 【省略】		附則 【省略】	
<p><u>附則</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、同年3月23日から施行する。</u></p> <p><u>2 第4条第1項の規定による申請及び同条第2項による決定は、この要綱の施行日前においても行うことができる。</u></p>			
別表第1 【省略】		別表第1 【省略】	
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
対象事業の概要		対象経費	
1 漁業生産の構造改革	(1) 効率的な漁業生産体制への転換	<p>ア 操業の効率化を図るため、IoTやAI等の技術を活用して漁場環境の情報の収集や水揚げ情報提供を行うのに必要な漁業用通信施設、漁場管理強化施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ 産地市場のIoT化を推進するため、IoTやAI等の技術を活用して水揚げ情報の提供や入札業務を実施する等に必要な漁業用通信施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>ウ ア又はイの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>	<p>ア 操業の効率化を図るため、IoTやAI等の技術を活用して漁場環境の情報の収集や水揚げ情報提供を行うのに必要な漁業用通信施設、漁場管理強化施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ 産地市場のIoT化を推進するため、IoTやAI等の技術を活用して水揚げ情報の提供や入札業務を実施する等に必要な漁業用通信施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>ウ ア又はイの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>
	(2) 養殖生産の拡大	<p>ア ブリの人工種苗生産の推進や養殖業への新規参入の促進を図るため、養殖施設の設置に必要なかん水蓄養殖用施設、養殖魚の鮮度保持に必要な製氷冷蔵施設、養殖魚の出荷等に必要な水揚げ荷さばき施設、養殖用種苗の生産に必要な種苗供給施設及び養殖用餌料を供給するのに必要な餌料供給施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>	<p>ア ブリの人工種苗生産の推進や養殖業への新規参入の促進を図るため、養殖施設の設置に必要なかん水蓄養殖用施設、養殖魚の鮮度保持に必要な製氷冷蔵施設、養殖魚の出荷等に必要な水揚げ荷さばき施設、養殖用種苗の生産に必要な種苗供給施設及び養殖用餌料を供給するのに必要な餌料供給施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>
	(3) 漁場の有効活用	<p>ア 地元と協働した企業参入を促進するため、水揚げの</p>	<p>ア 地元と協働した企業参入を促進するため、水揚げの</p>

新旧対照表

	用の促進	<p>増加等に対応するのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ 生産力向上のための漁場づくりのうち、築いそ設置事業に必要な経費</p> <p>ウ ア又はイの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>			用の促進	<p>増加等に対応するのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ 生産力向上のための漁場づくりのうち、築いそ設置事業に必要な経費</p> <p>ウ ア又はイの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>	
2 市場対応力のある産地加工体制の構築	(1) 加工施設の立地促進や機能等の強化	<p>ア 輸出に対応した加工施設の立地促進並びに加工施設の機能強化及び衛生管理の高度化を図るため、加工残さ等を廃棄するのに必要な廃棄物処理施設、漁獲物を加工及び処理するのに必要な水産物加工処理施設及び漁獲物の取扱の増加又は高度化に対応するために必要な水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費</p>		2 市場対応力のある産地加工体制の構築	(1) 加工施設の立地促進や機能等の強化	<p>ア 輸出に対応した加工施設の立地促進並びに加工施設の機能強化及び衛生管理の高度化を図るため、加工残さ等を廃棄するのに必要な廃棄物処理施設、漁獲物を加工及び処理するのに必要な水産物加工処理施設及び漁獲物の取扱の増加又は高度化に対応するために必要な水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費</p>	
	(2) 加工関連産業の強化	<p>ア 加工用原料や製品の保管に必要な冷凍保管ビジネスの強化を図るため、漁獲物を冷凍又は低温保管するのに必要な冷凍冷蔵施設及び付帯設備の設置に必要な経費</p>			(2) 加工関連産業の強化	<p>ア 加工用原料や製品の保管に必要な冷凍保管ビジネスの強化を図るため、漁獲物を冷凍又は低温保管するのに必要な冷凍冷蔵施設及び付帯設備の設置に必要な経費</p>	
3 流通・販売の強化	(1) 外商の拡大	<p>ア 「高知家の魚応援の店」や消費地市場とのネットワークを活用した、又は<a href="#">首都圏及び</a>関西圏のパートナーと連携した外商活動の一層の強化を図るため、漁獲物の品質向上を図るのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>		3 流通・販売の強化	(1) 外商の拡大	<p>ア 「高知家の魚応援の店」や消費地市場とのネットワークを活用した、又は関西圏のパートナーと連携した外商活動の一層の強化を図るため、漁獲物の品質向上を図るのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>	
	(2) 輸出の拡大	<p>ア 有望市場への輸出支援を強化するとともに輸出に適した加工用原魚を確保するため、加工用原魚を養殖するのに必要なかん水蓄養殖施設、HACCP認定を取得するのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費</p>			(2) 輸出の拡大	<p>ア 有望市場への輸出支援を強化するとともに輸出に適した加工用原魚を確保するため、加工用原魚を養殖するのに必要なかん水蓄養殖施設、HACCP認定を取得するのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費</p>	

新旧対照表

	(3) 産地市場の機能強化	<p>ア 産地市場における鮮度向上や衛生管理等の取組を進めるため、漁獲物の鮮度管理や衛生管理を行うのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ 産地市場の統合を推進するため、産地市場の取扱の増加又は高度化に必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>ウ ア又はイの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費</p>			(3) 産地市場の機能強化	<p>ア 産地市場における鮮度向上や衛生管理等の取組を進めるため、漁獲物の鮮度管理や衛生管理を行うのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ 産地市場の統合を推進するため、産地市場の取扱の増加又は高度化に必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>ウ ア又はイの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費</p>		
4 担い手の育成・確保	(1) 新規就業者の育成	ア 新規就業者の育成のために必要な漁業研修施設及び付帯設備の設置に必要な経費		4 担い手の育成・確保	(1) 新規就業者の育成	ア 新規就業者の育成のために必要な漁業研修施設及び付帯設備の設置に必要な経費		
5 防災減災対策	(1) 津波や高潮等の災害に対する防災減災対策	ア 災害発生後、速やかに漁業活動を再開するために必要な施設の電源設備及び漁船用燃油施設のかさ上げ並びに水揚げ荷さばき施設の改修に必要な経費		5 防災減災対策	(1) 津波や高潮等の災害に対する防災減災対策	ア 災害発生後、速やかに漁業活動を再開するために必要な施設の電源設備及び漁船用燃油施設のかさ上げ並びに水揚げ荷さばき施設の改修に必要な経費		
6 その他 知事が特に認める事業		<p>ア 1から4までに定めるもののほか、高知県産業振興計画の取組のために必要なものとして知事が特に認める事業の実施に必要な経費</p> <p>イ 5に定めるもののほか、防災減災対策に必要なものとして知事が特に認める事業の実施に必要な経費</p>		6 その他 知事が特に認める事業		<p>ア 1から4までに定めるもののほか、高知県産業振興計画の取組のために必要なものとして知事が特に認める事業の実施に必要な経費</p> <p>イ 5に定めるもののほか、防災減災対策に必要なものとして知事が特に認める事業の実施に必要な経費</p>		
<p>別表第3（第5条、第7条、第12条関係） 1～10 【省略】</p> <p>別記 第1号様式～第10号様式 【省略】</p>			<p>別表第3（第5条、第7条、第12条関係） 1～10 【省略】</p> <p>別記 第1号様式～第10号様式 【省略】</p>					